

# 令和5年度京町家条例に基づく指定に係る調査等業務委託に関する提案募集要項

標記の業務に関し、下記のとおり、提案を募集します。

## 記

### 1 業務の名称

令和5年度京町家条例に基づく指定に係る調査等業務

### 2 業務の内容

- (1) 京町家と地区の調査及び諮問資料の作成
- (2) 審議会本会及び指定部会の運営補助
- (3) 所有者及び地域住民等への郵送（ポスティングを含む。）作業
- (4) 上記に付随するデータベース入力

※ 詳細は、別紙「令和5年度京町家条例に基づく指定に係る調査等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

### 3 業務の期間

契約の日の翌日から令和6年3月29日（金）まで

### 4 業務に関する基本的事項

#### (1) 受託候補者に求める資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、受託候補者に対し、以下の事項を満たしていることを募集の要件とする。

- ア 京都市契約事務規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者であること。
- イ 参加表明から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- ウ 当該業務と同種又は類似の業務について、受託実績があること。ただし、当該業務のプロポーザルの公告の前日10年以内に業務を完了したものに限る。
- エ 本件業務に関する統括及び管理を行う管理技術者については、一級建築士資格、二級建築士資格又は木造建築士資格取得後2年以上の実務経験を有する者を配置すること。
- オ 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- カ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- キ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

ク 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。

(2) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に京都市と協議を行うこと。

(3) 業務の規模及び契約金額の上限

本業務の規模は、6,425千円（消費税及び地方消費税相当額（10%）を含む。）程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

(4) 受託希望金額の提示

仕様書を基に受託希望金額を提示すること。

(5) 秘密保持義務

業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。

(6) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(7) 情報公開

業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。

(8) 資料の取扱い

京都市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。

また、この検討の目的の範囲内であっても、京都市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じる。

## 5 提案書の提出

(1) 提出締切

持参・郵送とも、令和5年4月19日（水）午後5時必着とする。

持参の場合は、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(2) 提出方法

郵送又は持参による。郵送による場合は、配達されたことを電話にて確認すること。

(3) 提出物

ア 令和5年度京町家条例に基づく指定に係る調査等業務受託に関する提案書

（別紙第1号様式～第4号様式）

6部

イ 受託希望金額に関する見積書

1部

ウ 同種業務等の契約書の写し及び成果品（業務内容が分かる部分の抜粋で可）

1部

(4) 提案事項

仕様書「1 業務の目的」及び「2 業務委託の内容」を踏まえ、効果的・効率的な現地調査を実施するための調査方法や体制、また、円滑な審議会運営のための審議会資料を迅速かつ的確に作成する工夫を提案すること。

(5) 提出先

京都市都市計画局まち再生・創造推進室（担当 立石、巽）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話（075）222-3503 FAX（075）222-3478

(6) その他

ア 提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、提案書等の内容を変更することはできない。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

イ 重複提案の禁止

提案は1団体につき1つとする。複数の提案は認めない。

ウ 著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提案書等の内容を京都市が無償で使用できることとする。

なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。

エ 費用の負担

提案に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

オ 提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

## 6 募集に関する質疑

(1) 質疑の方法等

本要項に関する質疑については、次のとおりとする（必ず着信確認を行うこと。）。

ア 期限：令和5年4月10日（月）午後5時（必着）

イ 方法：文書（様式自由）により、持参、FAX又は電子メールとする。

ウ 提出先：京都市都市計画局まち再生・創造推進室（担当 立石、巽）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話（075）222-3503 FAX（075）222-3478

電子メールアドレス machisai\_kyomachiya@city.kyoto.lg.jp

(2) 質疑に対する回答

すべての質問及び回答については、京都市ホームページにおいて公開することとする。回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

◆ 本プロポーザルのホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000310335.html>

## 7 受託候補者の選定

提出された提案書に基づき、参加者の業務実施能力を審査し、受託候補者を決定する。京都市が必要と認める場合は、提案書等の提出後に、提案者に対してヒアリングを実施する。

(1) 選定方法

下記(2)に掲げる評価項目及び評価事項について採点し、順位を決定する。このうち第1順位の提案を行った提案者を受託候補者として選定する。

(2) 評価項目

| 評価項目   |                        | 評価事項  | 評価点<br>(100点満点) |
|--------|------------------------|---|-----------------|
| 実施体制   | 本店等の所在地                | 本店等の所在地が京都市内であるか。   | 24点             |
|        | 担当技術者数                 | 業務遂行に十分な技術者数が確保されているか。(主任技術者を含む。)                             |                 |
|        | 管理技術者の従事している他業務の状況     | 他に従事している又は従事する予定のある業務があるか。                                    |                 |
|        | 主任技術者の従事している他業務の状況     | 他に従事している又は従事する予定のある業務があるか。                                    |                 |
| 資格の有無等 | 管理技術者の類似業務の実績          | 管理技術者の同種・類似業務は優れているか。過去5年間(平成30年度～令和4年度に業務を完了したもの)の業務実績が対象。   | 22点             |
|        | 主任技術者の類似業務の実績          | 主任技術者の同種・類似業務は優れているか。過去5年間(平成30年度～令和4年度に業務を完了したもの)の業務実績が対象。   |                 |
|        | 管理技術者、主任技術者又は担当技術者の資格等 | 木造建築物の伝統的な構造、形態又は意匠等に関する専門知識(専門資格等)を有しているか。                   |                 |
| 提案の的確性 | 資料作成                   | 円滑な審議会運営のために審議会資料について迅速かつ的確に作成するための提案がなされているか。                | 46点             |
|        | 現地調査                   | 現地調査の目的及び審議スケジュールを理解したうえで効果的・効率的な調査を実施するための調査方法及び体制が提案されているか。 |                 |
| 受託希望金額 | 受託希望金額に応じて配点を行う。       |   | 8点              |

8 選定結果の通知

(1) 受託候補者に選定された提案者への通知

第1順位の提案者に対して、受託候補者として選定された旨を文書で通知する。

(2) 受託候補者に選定されなかった提案者への通知

受託候補者に選定されなかった提案者に対して、選定されなかった旨及びその理由を通知する。通知を受けた提案者は、通知を受領した日から7日以内に京都市に対し、選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(3) 選定結果の公表

契約の相手方を選定した後に、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表する。

9 契約の締結

京都市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、受託候補者との協議が整わない場合、京都市は受託候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行う。

10 要項に定める事項の遵守

受託候補者がこの要項に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

11 問合せ先

京都市都市計画局まち再生・創造推進室（担当 立石、巽）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話（075）222-3503 FAX（075）222-3478

電子メールアドレス machisai\_kyomachiya@city.kyoto.lg.jp